三　当該年度の四月一日現在において当該市町村の区域内に所在する文部科学大臣の選定に係る重要伝統的建造物群保存地区における固定資産のうち、次に掲げる固定資産に係る固定資産税の減免を行つた市町村については、当該減免額の合算額に〇・三七五を乗じて得た額

イ　伝統的建造物である家屋の敷地

ロ　伝統的建造物である家屋以外の家屋

ハ　伝統的建造物である家屋以外の家屋の敷地

四　埋蔵文化財の発掘調査等に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
保存目的調査等	〇・八
緊急調査のうち試掘確認調査	〇・八
緊急調査のうち本発掘調査	〇・三

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　ケーブルテレビの公共情報専用チャンネルにより、公共情報番組の放映を実施している市町村（当該公共情報番組の放映について総務大臣が定める基準を満たす市町村に限る。）について、公共情報番組の制作及び放映に要した経費の額に〇・五を乗じて得た額又は二〇、〇〇〇、〇〇〇円のうちいずれか少ない額

二　コミュニティ放送により、公共情報番組の放送を実施している市町村（当該公共情報番組の放送について総務大臣が定める基準を満たす市町村に限る。）について、公共情報番組の制作及び放送に要した経費の額に〇・五を乗じて得た額又は二〇、〇〇〇、〇〇〇円のうちいずれか少ない額

前年度の六月三十日現在において、当該市町村の区域内に準用河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第百条第一項の規定に基づき市町村長が指定した河川をいう。以下同じ。）を有する市町村について、次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の普通交付税の算定に用いた当該市町村の人口に一円を乗じて得た額

二　当該市町村の区域内の前年度の六月三十日現在の準用河川の延長（表示単位はメートルとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に五円を乗じて得た額

三　国の補助金を受けて施行する準用河川改修事業に要する経費のうち当該市町村が負担すべき額（国庫補助基本額に対応する部分に限る。）に〇・〇九九を乗じて得た額

市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、平成三十年四月一日までに行われたものに限る。）準備のために必要な経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

五　準用河川の改修等に要する経費があること。

六　市町村の消防の広域化準備に要する経費があること。

三　当該年度の四月一日現在において当該市町村の区域内に所在する文部科学大臣の選定に係る重要伝統的建造物群保存地区における固定資産のうち、次に掲げる固定資産に係る固定資産税の減免を行つた市町村については、当該減免額の合算額に〇・三七五を乗じて得た額

イ　伝統的建造物である家屋の敷地

ロ　伝統的建造物である家屋以外の家屋

ハ　伝統的建造物である家屋以外の家屋の敷地

四　埋蔵文化財の発掘調査等に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
保存目的調査等	〇・八
緊急調査のうち試掘確認調査	〇・八
緊急調査のうち本発掘調査	〇・三

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　ケーブルテレビの公共情報専用チャンネルにより、公共情報番組の放映を実施している市町村（当該公共情報番組の放映について総務大臣が定める基準を満たす市町村に限る。）について、公共情報番組の制作及び放映に要した経費の額に〇・五を乗じて得た額又は二〇、〇〇〇、〇〇〇円のうちいずれか少ない額

二　コミュニティ放送により、公共情報番組の放送を実施している市町村（当該公共情報番組の放送について総務大臣が定める基準を満たす市町村に限る。）について、公共情報番組の制作及び放送に要した経費の額に〇・五を乗じて得た額又は二〇、〇〇〇、〇〇〇円のうちいずれか少ない額

前年度の六月三十日現在において、当該市町村の区域内に準用河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第百条第一項の規定に基づき市町村長が指定した河川をいう。以下同じ。）を有する市町村について、次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の普通交付税の算定に用いた当該市町村の人口に一円を乗じて得た額

二　当該市町村の区域内の前年度の六月三十日現在の準用河川の延長（表示単位はメートルとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に五円を乗じて得た額

三　国の補助金を受けて施行する準用河川改修事業に要する経費のうち当該市町村が負担すべき額（国庫補助基本額に対応する部分に限る。）に〇・〇八〇を乗じて得た額

市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、平成三十年四月一日までに行われたものに限る。）準備のために必要な経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

五　準用河川の改修等に要する経費があること。

六　市町村の消防の広域化準備に要する経費があること。